

意見交換会

【吉田】それでは意見交換に入りたいと思います。今日は受付の集計では、200名以上の方がご参加くださっていることです。また、国会関係の方もたくさん来てくださっておりまして、秘書の方や事務所の方がたくさんお見えになっていますが、民主党の小宮山洋子さんが、ご本人がおいでになって頂いておりますので、ここで一言お話を頂きたいと思います。小宮山先生とお呼びしますと罰金を取られるそうで（笑）小宮山洋子さんをご紹介させていただきます。

【小宮山議員】皆様こんにちは、民主党の小宮山洋子でございます。今日は参加者の一人であつたつもりだったんですけども、先日またヒアリングにお越しくださいました平湯さんと吉田さんから、ぜひということで、一言だけご挨拶させていただきます。私は前回の児童福祉法改正の時に、ちょうどチャイルドライン議連がそのことに取り組み始めまして、議連でやるのもおかしいということで、保坂展人議員と一緒に虐待防止法改正検討チームというものを超党派で作しまして、そこで色々議論を進め、結果としては衆議院の青少年問題特別委員会の中で最終的に改正案を作りまして、先ほど非常にご協力いただいた古川さんから「膝詰」とありましたが、その膝詰をずっと最後までさせていただきました。本当にこの間、ネットワークの皆様にも色々ご協力いただきましたし、またあまり古川さんのことを言うと照れくさいかもしれませんが、官僚とは思えない、と言うと官僚に失礼ですよ（笑）本当に官僚の方でも一生懸命やってくさる方があるんですけども、本当に良くやっていただきました。皆さんのご協力があって、前はああいう形で改正いたしまして、国会全体状況としては一段落という感じをもっているのかと思いますが、私は決して一段落だとは思っておりません。改正のときに沢山やり残したことがあるんですけども、次の三年後の見直しまでの課題として私は特に二つ大きなことを残していると思っています。一つは、チェーンカットと言っていいんでしょうか、子どもが虐待されているかもしれない時に警察がどういうことで踏込めるかどうか、これは、家庭はプライバシーの一番のもとですので、色々難しい問題がありまして、先送りしました。もう一つは子どもの権利と親の親権の問題で、これも民法との色々な関係がありまして、先送りしました。けれども、先日小山の事件の後、私が、党の子ども政策担当のネクスト大臣という仕事をしておりますので、虐待の問題は是非大きな柱としていきたいということで視察をしてきましたけれども、一つは、警察と児童相談所がお互いに情報をもっているのに伝えあっていなかった、前科などが伝わっていれば児相の対応ももっと違っただろうという、運用面で改善ができるということと、もう一つは親の機嫌を悪くしたら子どもへの処遇ができないという、子どもの権利と親権の問題があって踏込まなかったということと、いくつか問題があると思いますので、すぐに運用でできることは、国会の色々な審議の中でやれるような方向付けをしていきたいと思ひますし、残した課題も、三年後まで待たなくて

いいわけですから、すぐにも色々な形で検討したいということで、先日平湯さんや吉田さんにもお越しいただきました。また国会の中でもしっかり議論していきたいと思っておりますので、皆様からの情報やご協力をお願いいたします。どうもありがとうございました。

【吉田】大変力強い言葉でありありがとうございました。私どもも励みになります。それでは、後半。まず、シンポジストの方々に、前半の若干の補足があればお願いします。

【古川】補足といっても話すと長いのですが、今回の児童福祉法の見直しが通るという前提で申し上げますと、市町村の取り組みを増やすということと、担い手を増やすという意味では、司法に関与していただくということが大きなポイントとして、どうしても実現したいという思いがありました。今小宮山先生からお話がありましたように、警察も含めてまだまだ親権の問題を含めて十分ではないということではあるでしょうが、支援の充実についての概要という資料にありますが、司法が関与する制度の創設、と書いてあります。家庭裁判所の証人に基づく親の意に反する施設入所につきましては、期限を切って、無条件、いつまでも行政の判断だけで子どもが親から離されるといことがないように、その時の状況がきちんと見られるように、その時に司法に見ていただくと。それから、危ないケース、つまり子どもの安全性が確保できないようなケースについては、強制的に子どもに親が通信面会をできないようにして、子どもの安全を確保すると。このあたりはなかなか法務省や最高裁判所からすると、ちょっと厳しいという話はあったんですけども、その必要性は十分に理解できるという話で、テクニカルなこともありまして、検討しております。児童福祉法以外のところでですが。保護者指導も非常に大切で、親がきちんとしないと子どもは家に帰れませんけれども、保護者指導をやっていただけるような仕組みを入れることにしております。これも、なんで児童相談所が指導するんだというご指摘もありますけれども、まずは司法にも本気に取り組んでいただく第一歩としてご協力いただけたらということで、これをさらに必用に応じて、実態に応じて、地域の取り組みを通じて発展していただければと思います。

【鈴木】関係機関の連携について感じるのですが、今回の虐待防止法改正で、個人だけではなく機関にも通告義務が盛り込まれました。しかし、立法理由を見れば、それなりの理由があったのはわかるんですが、それ以外にも抜けているところがあると思います。というのは、依然として、各行政機関の管轄や職員の身分によって、はっきりと物を申せないという実情があります。だから民間団体に相談が来るのです。ケースについて第一報は民間団体ではなくて児童相談所に来る。ところがその後民間団体に来る。そういったケースを分析してみますと、例えば学校では、自分のクラスに虐待の疑われる子どもがいる場合には、担任教師はまず学年主任や教務主任に相談します。次に、教頭、校長と相談します。そうして学校で処理の仕方を決めて、例えば児童相談所に通告するんです。その結果、

児相通告するとか家庭訪問するとか当面の対応が決まります。ところが、その後の経緯が、担任教師から見てちょっとこれではまずいと思われる時に、確かに法律上は個人通告できるのですが、学校というシステムでは、校長先生の頭を越して個人として通告することは現実にはできない。そうすると、民間に通告します。その時に、自分が通告・相談したということは絶対にわからないようにして処理してくれと言います。これは、非常勤講師や産休代替教員だともっと立場が悪くなります。自分がここで校長にたてつくようなことをやって、本採用されなかったらどうするんだということがあるのが、民間の活動からは見えてきます。また行政内では、子育て電話相談等様々なものがありますが、例えば教育相談センターというところの職員は、身分的には非常勤であることが多い。そこで親との関係がもてたとしても、教育相談センターは家庭訪問をする場所ではないというわけです。それから先は学校と児童相談所の問題であると。学校の領分を侵すななどとなります。そうすると対応がうまくいかない。それで、教育相談センターの職員から、名前を秘して、自分が通告したとわからないようにこのケースに対処してほしいということになる。

またネットワークを作ったということを古川さんもおっしゃっていましたが、ネットワークを作っても守秘義務があるから民間団体は要らないと言われる。東京に帰ってきて吉田先生に言うと、まだそんなことを言ってるのと言われるかもしれませんが、守秘義務という壁は、大阪や東京や、あるいは先進的な自治体以外のところでは厚いんです。

【古川】一点だけ申し上げたいんですが、虐待防止法の通告義務の範囲の中で、まさに、先生という個人だと大変なので、今回通告する方の属する機関も通告責務を負う、ということになり、校長も責任を負うとういことが周知されればすむかな、と思います。

【鈴木】それはそうなんですが、私が言っているのは、校長の評価と担任の評価が違った時に、校長の評価が柔軟に変わる場合はいいんですが、多くの場合は変わらなくて、それはもう児相に送ってあるからというふうに言われると、担任の先生は困ってしまうということなんです。

【黒田】自分の話をしていたレジюмеを見てはたと気付いたんですが、小規模グループケアと、被虐待児個別対応職員の予算の措置予定なし、ということで重なっている自治体が二つありますよね。富山県と福井県。はっと気がついたのは、全国の都道府県で施設の子どもに配布している権利ノートというのがあるんですが、全国で二県だけまだ作っていない県があったんです。それとぴったり重なったと（笑）。それに気がつきました

【坂上】さきほど効果を申し上げましたが、県庁の出先機関等には、本来は優劣があっただけとはいけないんですが、やはり格付けのようなものがありまして、従来は福祉事務所の職員の方が上だという雰囲気があったんですが、児童相談所の職員が増えて、大規模になって、

そしてまたトップが児童相談所の業務に力を入れている、ということになって、その立場が逆転しまして、そこで働く職員の、つまり児童相談所の職員の士気が非常に上がった、ということも大きな要因かと思います。かつては、児童相談所というのは非常に地味な職場で、辛いだけの職場でしたので、そういう意味でもマイナスのイメージだったんですが、それが自分達の仕事に誇りをもてるようになったということが非常に大きな職員の前向きなエネルギーになっております。効果だけを申し上げましたが、決してこれでよいと思っているわけではなくて、人が余っているわけでもなく、もっと親子の再調整や子どもの治療的関わりなど、そういうものやっつけていこうとすると、まだ足りないと思っております。青森県でも、他の自治体と同じように財政が非常に厳しくて、財政課が、地方交付税以上に配置している職員を削減しろと迫っていて、今、その戦いが進んでいるわけですが、せっかく築きましたこの地域の理解や関連機関との信頼関係をマイナスの方向に行くことがないようにしなければならぬと思っております。

【才村】福祉は人なり、とよく言われますが、どんなに制度が充実されても結局最後はそれの担い手である、人の問題になってきます。格差が生じている領域をあげるときりはありませんが、さきほどは、特に児童相談所の職員の専門性の問題と量的確保に絞って話させていただきました。私も大阪の前任で、事業課が財政課や人事課というところにいかに弱いのか、ということは痛感しております。いくらこちらに思いがあって、色々な材料があっても、なかなか理解をしていただくには壁にぶちあたります。そのためには、国から応援をしていただく必要があります。具体的には、法令や通知などですね。私が身体障害者関係の仕事をしていた時には、職員配置が大阪府の場合には交付税基準を大幅に下回っておりました。その時私は、個人的に、国の方に、大阪府に何とかするようにと通知を出していただくよう働きかけました。そうすると、最終的にはそれが功を奏して、大幅な人員増につながった、という経験がございます。したがって、一本釣りでもいいですから、業績の悪いところには、個別の指導もお願いしたいと思っております。

また具体的に気になっているのは、児童福祉司の配置ですが、せっかく国がこの厳しい状況の中で増員を毎年はかってくれているので、実態はともかく、交付税基準としては6万8千人に一人ということになっているんですが、なんとかその拘束力をもつ施行令にそれを反映していただけないのかと思います。また、平成16年度は、前年比3倍以上の予算をつけていただいたわけですが、その中で、児童福祉施設職員の増員という目を見張るものがあります。それも、なんとか縛りのかかる最低基準に定数化していただけないかと思っております。

最後に一言ですが、規制緩和、権限委譲については、メリハリの利いた規制緩和が要るのではないかと。強化すべきところは国の責任で強化すべきではないか、なし崩しになんでも自治体でということになると、首長や議員の思惑だけで施策が展開することになり、現場や住民、特に弱い立場にある子どもや親の声が無視されることになるのではないかと思

います。無論弱い立場の人たちのために一生懸命努力しておられる首長さん、議員さんもおられますが、残念ながらそうでない人も現にいるわけで、何よりもこの現在の地域間格差がそのことを物語っております。地域の実情に応じたきめ細かなサービス、という言葉は耳障りは良いのですが、弱い人たちが切り捨てられる危険性と裏腹である、ということをお忘れはならないと思います。最低限のレベルが確保された上で、地域の実情に応じたサービスが実施される必要があるのではないかと。そのためには、規制を強化すべきところは強化し、緩和すべきところは緩和する、というメリハリのきいたものが必要なのではないかと思います。

【吉田】今才村さんからお話がありました、メリハリのきいた、というところですが、これは先日新聞にも報道されましたが、当ネットワークで実施したアンケートです。今回の地方自体への税源委譲に関するアンケートです。結果の一番大きな点は、児童福祉分野における税源委譲に関しては、首長さんの意識と現場の児童相談所長さんの意識に大きなずれがある、ということです。首長さんは、地域の実情に応じて施策を行うことができるのだという認識であります、児童相談所長さんのほうは、これについては賛成が16.6%。この点に関して大変大きな危機感をもっている、ということです。更にいいますと、児童福祉司配置の認識について、児童相談所長さんの80%の方が足りないと思っている。確かにその次にありますように、首長さんも足りているとは思っていないようですが、足りていると思っているところも22%もある、ということで、このずれですね。このあたりが先ほど坂上さんがおっしゃったように、どう首長さんに現場の実情を伝えていくのか、ということの重要性を示しているところかと思えます。最後に、被虐待児の利益擁護ということですが、これは、社会的に弱い立場にある人は地方にフリーハンドで任せて大丈夫なんだろうか、ということです。住民監視というのは今回の六団体の提案の中に、それぞれの自治体の実情に合わせて行い、それが十分かどうかは住民の監視に任せる、それによって自治体の底上げが図られる、という主張があったんです。では、それを本当に考えておられるのかどうか。やはりこの点については、双方期待しがたいという答えです。特に施設で暮らしている子どもたちは、障害や高齢者、保育とは異なる利益養護の仕組みが必要なのではないかと、という点では一致しているのではないかと思います。ですから、今回の税源委譲についての六団体の提案ですが、中身を見て判断する必要があるのではないかと。財政的な問題だけで処理するのは、特に立場の弱い人にとって影響が大きいということが今回の調査で明らかになったし、またそのように認識されている、ということでもあります。こうしたことも含めて、自治体間格差というものが問題ですが、これをどうするか、ということは、見方を変えれば、それぞれの自治体における児童相談所、児童福祉施設、サービス提供の質をどう高めていくかということです。アンケートの結果にも、ガイドラインを国に示してもらってその上乘せ分をそれぞれの自治体でやるのがよろしいんだ、という答えがかなり見られます。これはこれで正論です。ところが現実として、こういう状況に

あるんだと、自治体間格差を見過ごすことができないんだ、ということも多々あるかと思えます。今五名の方からお話を頂きましたけれども、フロアの方から、報告者の方からは出なかった、自治体の格差の問題がありましたら、現状を明らかにするということで、それぞれのところである話をお聞かせいただければと思いますが、いかがでしょうか。

【長野県議員（フロア）】今回の法改正の中で、学校が関係機関全体の責任を負う、ということになりましたが、この中で特にお願いしたいという思いがあります。私が実際に相談を受けた例で、キャップのメンバーに子どもから、自分がお母さんから虐待を受けている、という報告がありました。そのキャップのメンバーが児相に相談をしたところ、学校側の対応が、児相に相談するとすぐに一時保護で親から離してしまうので、教育事務所に相談に行った、ということなんです。子どもを守るのにそれぞれの方向性が違ってきます。私が今回の改正でお願いしたいのは、文部科学省を通じて、学校に虐待防止に関する意識改革のための指導をやっていただかないと、なかなか定着していきませんので、国サイドの連携や指導をお願いしたいと思います。

【吉田】ありがとうございます。学校というのはなかなか入りにくい場所です。先生方も熱心にやっているだけに、外部の人間との連携が取りにくいということもあるようですし、また研修についても、忙しくて対応できない、というようなこともあるようです。文部科学省の方も通知を出したり、私もかかりましたけれども、研修材料として CD を作ったり、ということをお聞きしますが、意識の分が、抱え込むだとか、職制だとか、介入しにくいということがあると思いますが、いかがですか？

【才村】私どもの研究所で、今年を初年度して三年かけて、児童館、幼稚園、保育所、小学校、中学校を対象に、関係者の虐待に関する意識と取り組みの実態に関する調査を行う予定にしております。学校については、職階、職種があります。スクールカウンセラーや担任や養護教員等。皆さんの答えが漏れないようにして、本音を聞かせてもらおうと。そういう意識と実態を踏まえて、学校など関係機関向けのマニュアルを是非作りたいなと思っております。研究班には厚生労働省や文部科学省の方も入って頂いておりますので、そのあたり意思疎通を図って、ガイドラインに反映させていただきたいと思っております。

【古川】岸和田事件でも同じようなことがありました。児相と学校の連携が悪かったということで、つくづく痛い思いをしました。一つできることは、国レベルでも、主任の先生への研修などで文部科学省に私どもが実際に行くとか、逆に私どもに文部科学省の方に来ていただいてお話をさせていただくとか、そういうような形で、できることはどんどんやっつけていこうということで、とにかく交流を積み重ねていこうとしております。思いは同じでございます。もう一つ、問題は、私立学校の校長先生は、学校の評判が経営に直撃してし

まうので、いくら守秘義務をかけてネットワークに入ってくださいと言っても難しい。このあたりはどうしたらいいのか、ぜひ才村先生からお知恵を伺いたいと思います。

【吉田】他に自分のところの自治体の事例など、ございますでしょうか？

【フロア】愛知県から参りました矢満田と申します。キャプナのメンバーでもあります。今の教育の問題に絡んで言いますと、現在はいじめの問題が少し裏側に回っております。確か平成13年の調査では、青少年の自殺での死亡者が60人、死亡原因の第四位です。その前の年は、90人で第三位。平成6年11月27日の、大河内清輝君の自殺死亡事件の時には、非常に学校が揺れました。しかし最近は、中学高校に話を頼まれて行きましても、いじめの問題となると、ちょっと間を置いているんですね。今は世間も虐待の問題に注目しているので、いじめの問題を学校は気にしなくなっている。ただし、愛知県のダンボール餓死事件という、お子さんが死亡したケースは、虐待したとされる親が、若年出産してるんですが、二人ともいじめに遭っている子どもたちなんです。そういうことから、いじめ問題を風化させないことでの虐待へのアプローチも大切なのではないかと思います、いかがでしょうか。

【吉田】いじめの問題にももう一度目を向けるべきだということですね。この点についてはいかがですか？私の経験では、子どもからの相談は、圧倒的にいじめの問題ですね。子ども自身、親も心配するから言えない、というのが典型的なケースです。相談事例の中で見えてきたのは、先生方も熱心にやってくくださる方もいらっしゃいますけれども、やはり先生は忙しすぎる、ということで、なかなか子どもと遊ぶ時間がない。よく遊んでいる先生は実態が見えてくるんですけども、それが無い、ということも見えてきました。それが、いじめの背景としての虐待があったりということで、根っこが共通しているものがあるのではないかと思います。

それでは、さきほど古川室長からお話がありましたように、市町村の役割、そこで人材が果たして確保できるのだろうか、市町村に対して都道府県、具体的には児童相談所かと思いますが、これがバックアップするという仕組みになっておりますが、現在の児童相談所の業務からみて、バックアップということがどのくらい可能なのか、そして実際にこれを行うためには、今の状況から見てこうすればできるんじゃないか、とか、こういう点を更に厚くする必要があるんじゃないか、という点で市町村と都道府県の関係というあたりは、いかがでしょうか。

【才村】まず市町村の体制ですよ。文字通り市町村が子どもに関する一義的窓口として機能するには、それを可能とするだけの市町村の体制を確保しないと、結局絵に描いた餅になってしまいます。福祉事務所には家庭児童相談室が作れるということで、実際ほとんど

どの福祉事務所には設けられていますが、家庭相談員さんも非常勤ですので、いざという時にいないとか、非常にフットワークが悪く、でんと構えていてまったく訪問はしてくれないということがあります。また、専門性においても結構、どうなのでしょう。こういうことを言うと学校の先生に叱られますが、学校の先生のOBが多くて、どちらかと言うと、共感的に関わるというよりも指導的になってしまい、子育て不安を抱える親にもっとしっかりしろと言ってしまい、かえってプレッシャーをかけてしまうという話もよく耳にしますから、そういうことを考えると、必要な専門性をもった人を必要なだけ確保しないと、文字通り一義的な窓口として機能しないのではないかと、ということをお慮しております。

【吉田】バックアップという点では、改正案では専門的な判定を必用とすると書かれていますが、もっと広い意味でのバックアップというのは、例えば今才村さんがおっしゃったような専門性の足りない部分を児相が補っていくというような、それ以外の面はありますでしょうか。

【才村】児童相談所が専門的に補っていく、ということですが、補うべき児童相談所の専門性もどうなのかな、ということがあります(笑)。もちろんすべての児童相談所がそうだと申し上げているわけではありませんが、中には首を捻らざるをえない児童相談所があることも事実です。だから、その専門性をいかに確保するか。それには、まず専門職採用、専門職任用をすすめることだと思います。わが国に、カリスマ児童福祉司っているんですよ。7人か8人ぐらいは。皆さん、共通しているのは、20年選手、30年選手。この方皆さんが口をそろえておっしゃるのは、虐待の対応には最低10年かかる、ということです。ですから、10年経てば、虐待の主訴を聞けばそのケースのある程度の展望が読めるようになる。ところが、行政職の場合、本人は熱意があってよいセンスを持っておられることも多いのですが、なにせ、二年三年で変わりますので、個人の中で専門性が蓄積されないし、しかも全員が一般行政職のところだと、皆が二年三年で右往左往しているというのが現実です。ですから、スーパービジョンすらする人がいない。そういうことを考えますと、まず専門職任用をすすめることです。

専門職任用は、ずっと言っているのに進まないんです。特に人事当局の人と話をすると、人事が滞留するっておっしゃるんです。でも自治体によっては、最初からずっと児童相談所にいるという必要もないので、むしろ児童相談所を核にして、福祉事務所や保健所の精神保健相談員さんもいますし、また外郭団体もありますし、本庁もありますし。自治体によっては、本庁だけじゃなくて、土木部や建築部にも異動していつているんですよ。それは、お年寄りや障害をもった人が利用しやすい町の設計をどうするのかとか、公共建物の設備はどうあるべきか、ということで福祉の専門性が発揮できるじゃないか、ということがあるからです。そういうところも経験しながら、常にまた児童相談所に帰ってくるという、こういう人事によって、滞留は防げるのではないかと思います。しかし、例えば規模

の小さい自治体ですと、全部で数十人しか専門職がない。そんなところだと将来の任用に支障が出てくる、などといった問題がありますので、これは夢のまた夢かもしれませんが、場合によっては児童相談所業務を都道府県事務として位置づけたうえで、日本社会福祉士会、そういう専門職集団に業務を委託していくということも考えてもいいんじゃないかなと思います。これは市町村も同じで、市町村だと特にもっと専門職の数が少なくて、一人職場なんていうこともあります。一人職場できちんと体系だった研修を受けられるか。誰がスーパービジョンを行うのか。考えると誰もいないんですね。となると、やっぱりそういう専門職集団にそういう業務を委託すれば、その人もいろんなバックアップが得られる。そんなことを、社会的な検討課題として、われわれ考えていきたいと思います。

【吉田】非常に大胆な発想で、いわば児童相談所の委託になるのでしょうか。坂上さんはいかがでしょうか。さきほどのお話ですと、予防的活動にも児童福祉司の方が積極的に取り組めるようになったということですが。

【坂上】青森県でも、実態としては、市町村が全く自分達が相談窓口になるという意識を持っておりませんで、危機感がないということがあります。青森では、先ほど申し上げました知事が虐待に関心が非常にあったために、各市町村に子どもの幸せ推進会議という会議を設置していただいて、それに児童相談所だとか地域の関係機関が入って、年に二回ぐらいは必ず集まる、ということをしています。全市町村ではありませんが、ほとんどのところで動いています。そういうところが下地になって、今、市町村でケースがあれば、ネットワーク会議を非常に開きやすくなっておりますので、実際に才村先生がおっしゃったように、市町村に医学診断などは担えないと思うのですが、ケースがあれば市町村を巻き込んで、一緒に児童福祉司なり心理判定員なりが動いていくということを一つずつ繰り返していくしか、市町村の養成はできないのではないかと考えております。そういう意味では、窓口が広がっても、本当の意味で動ける人は、長い目で見ないと育っていかないのではないかと、悲観的な見方ですが。

【鈴木】民間団体の立場から色々見てみると、市町村の保健センターはかなり力量やノウハウを持っているんです。ここが全体の統括をするというのは難しいかもしれませんが、ただいくつか見ていると、保健センターや保健所と、児童相談所の関係があまりよくない所が結構多いように思うんです。おそらく、ケースの見立てが、保健師の見立てと児童相談所の見立てが違うというところにその原因があるのではないかと思います。そして年齢でいくと、乳幼児、学齢前の子どもについては保健師が結構把握しているんですが、学齢になってしまうと途切れるということがあります。そこは市町村ネットを組む場合には、保健センターが事務局を務めるかどうかは別にして、市町村も豊富にスキルを持っているわけではないでしょうから保健所・保健センターを活用しないといけないと思います。

【吉田】ありがとうございます。この点について、市町村と都道府県の関係などいかがでしょうか。

【フロア】古川さんに質問ですが、家族の再統合や家庭養育機能の再生を目指し、親を含めた家庭を支援、また保護者指導を行うのが児童相談所である、とレジュメに書いてあるんですが、保護者指導にタッチケアや母子保健や家庭支援に能力がある看護師や保健師や助産師といった看護職が担う、あるいは協力し合うような体制作りのために児童相談所が雇用をすることはありえるのか。そのあたりをうかがいたいのですが。

【吉田】バックアップという点で、そういう場面を想定した場合、ということですね？

【フロア】はい。

【古川】児童相談所を今度から中核市にも設置できるということが法律案に書いてありまして、自分達でできると手をあげてくれる市があれば、児童相談所も含めて中核市でやっていただくとしています。その中で人材もたくさんいるだろう、それからこうした流れがあれば、専門職も確保する必要があるだろう、ということで、確かに保健師さんなどは、子どもさんや親御さんとの接し方が非常に上手で、乳児の扱いもうまい。そういうノウハウを持っている方がまさに保健の立場だけではなく、児童という関心も持って取り組んでいただくというのは、はなから排する必用はないのではないのでしょうか。その中で、まさに首長さんがこの人は大丈夫だと思えば積極的に活用できるような仕組みを作っておいて、限定する必要ではないのではないかと、ということです。その結果、採用される人も出てくる可能性は意図しているところではあるんだと思います。

【吉田】他にはどうでしょう。

【フロア】つくば市から来た主婦ですが、ただいま通信で社会福祉学を学び、ソーシャルワーカーを目指しております。しかし、勉強していくうちに、ケアマネージャーが簡単な資格だけでケアのグループ作りをしていくのに対し、ソーシャルワーカーは何をするんだ、というように思っています。さきほど、日本社会福祉士協会というような提案もありましたが、そういうことは非常に大切だと思います。ソーシャルワーカーは勉強も試験も難しいし、まだ合格していないので何が出来るかわかりませんが、ソーシャルワーカーの利用というのはどこに行ってしまったのか、というのが、勉強している人たちの疑問ではないかと思っています。社会福祉士は、国家資格であるにもかかわらず病院の相談室にしか配置されていないことを考えると、ソーシャルワーカーの配置を組織として考えていただきたい

と思います。また、私はソーシャルワーカーの実習の中で、東京都の、つくば市にあった児童福祉施設が長年施設内虐待があったことを通告したんですが、東京都の児童相談所は、私の言うことはおかしいということで受け止めてくれませんでした。それで、東京弁護士会にお願いしました。それ以来ソーシャルワーカーの勉強をしているつもりが、養護施設を出て中卒で世の中に出て行った子どもたちの面倒を見るほうが今は気になって、黒田さんに随分お世話になっているんですが、そのことをきっかけに里親になりました。そのことで、学校の対応がいかにひどいか、ということも体験しました。少し話は変わりますが、茨城県では初めて里親で高齢児を預かったんですが、子ども自身の把握ということを児童相談所はできません。児童相談所の方はとてもいい方だったんですけども、結局児童相談所の方と一緒にうちに子どもたちを預かって、その子どもを把握した、ということもあったんですね。県によって違うと思いますが、茨城県の児童相談所は忙しくないんです。なぜなら、学校が抑えてしまうからです。私は、児童相談所には通告しません。つくば市に通告しています。それは、つくば市の保健福祉部が非常に人材を抱えているからなんですけれども、学校でもシャットアウトされた件が、何年たっても改善されないの、これは市に、ということで市が対応しました。もちろん市の方たちというのはある程度いた方がそこにとどまるということがあるので、つくば市の対応はかなり評価しています。ただ、県の上の方、保健福祉部の方は、計算がすごく忙しいそうで、里親の経験からすれば、計算が忙しくて通過していくので蓄積されない、そのとおりです。市町村が頑張るといのはとても大事なことだと思います。

【吉田】ありがとうございます。市町村大丈夫か、という発言が多い中で、逆に市町村がしっかりしている、という例もあるようですね。確かに、市町村として虐待防止に非常に熱心に取り組み、効果をあげているというところもある。それを例にしながら、今回市町村の虐待防止ネットワークを法制化して作るようになったんですが、これをどう作りどう運営していくかというのは実は大変大きな課題かと思います。特に、事務局を担うであろう市町村は、一生懸命やっているところはもっと大変になるし、一生懸命やっていないところは、それはなんなんだ、ということになるかと思います。このあたりの市町村ネットワークについて、いかがでしょうか。

【黒田】さきほどから話を聞いていて思ったことを言わせて頂きます。一つは、さきほど学校の通告についてのお話がありましたが、学校の先生達と長年一緒に勉強会をやっている、通告義務の話をしたときに、つい数年前までは、そんな話聞いたことない、ということでした。やはり躊躇されていたのは、守秘義務だということでしたが、厚生省が出した通知の中で、児童相談所への通告は守秘義務のある機関に対しての必要な子どもの福祉を守るための通告なので、守秘義務違反にはあたらない。つまり、通告した先に守秘義務があるのですから、そしてまた目的も子どもの福祉を守るためということですから、守秘義務

務違反にはならない、そういう通知が出ているのを知らないのと、学校の先生に聞いても知らないという答えでした。もしかしたら校長辺りまでは来てるのかもしれないけれど、ということでした。先ほどのお話ですと、校長さんたちもよくわかっていない、ということのようですから、少なくとも、県がやることとして、そういう通知が出ていて児童相談所に学校が通告することは守秘義務違反に当たらないということ、きちんと周知させた方がいいのではないかと思います。

自治体との関係では、私が以前働いていた施設は、市との関係でショートステイなどをやっていました。たまたま日曜日に私が事務所で電話番をしていたら、ある家庭のお母さんから、私は今子どもを虐待しています、子どもを連れて行ってショートステイであずかってください、という電話がありました。お母さんの声に混じって、子どもの泣き声も聞こえてきました。住所を聞いて慌てて飛んでいきました。ご主人が二週間ぐらい出張で、雨で降り込められて、子どもとカプセル状態でイライラしてあたっちゃった、ということでした。2時間ぐらいお話をうかがったら、気持ちがおちついたので今日はこれでいいです、と言うので帰ってきました。

他にも虐待をする親からの相談を市が受けて、ショートステイで週に一度預かってあげてくださいということで毎週受け入れていた子がいました。お母さんは、そのお休みの日を目指して一週間頑張って、それで虐待しないでなんとか一週間そこで休めると。子どもが少しずつ成長して行って、話が通じるようになるまで、そのような、身近なところでちょっとした支援ができることだけで子育てが変わっていくのだ、ということがありました。さきほどどなたかが、児童相談所に相談したらすぐに施設かっておっしゃっていましたが、ショートステイのようなことで、週に一度か半月に一度か、それを目標に頑張れるお母さんがいるのだったら、身近なところに設置すればいいのではないかと思います。

そうすると、24時間施設のないところはどうするかという議論もあったんですが、施設を作るのは難しい場合でも、例えば里親さんで、短期ケースとしてあずかり子育て支援をするということではできると思います。東京の場合は、6人まで受けられるファミリーグループホームという里親さんの形態があります。児童養護施設で言えば地域小規模児童養護施設、宝塚はそういう施設がないので、隣の市の児童養護施設に頼んで誘致して、それでショートステイをやっていると聞いています。そういう地域での支援があれば、虐待はもう少し防止できる、と思います。

【吉田】身近な市町村というのが今回の改正の目玉ですが、それを生かす仕事というのはあるし、まだまだ広げていかないといけませんね。

都道府県の格差、などを議論したいんですが、予定された時間が迫ってきましたので、最後に私のほうから一つ情報提供と今後のネットの課題を簡単に述べさせていただきます。市町村の問題は、衆議院での議論で、大きな論点になりました。今回の衆議院の委員会で法案の修正案がありまして、市町村においては、そのような質の向上、人材の確保に努め

なければならない、という文言が入りまして、実効性という点ではまた別の仕掛けがあるかもしれませんが、国会でもこの点は大変大きな問題であるという認識の元に修正がはかられました。それからもう一つは、さきほど古川室長がお話になりました、家庭裁判所の関与ですが、これも二年の更新ということで、更新の一つの判断基準として、児童福祉指導の実効性なども考慮に入れるということで、修正が図られまして、次の参議院で議論されることになりました。国会の方でも熱心な語義論を頂いております。

全国ネットとして、今回の調査、法案の審議等を通じて痛感しておりますのは、今までの施策について私どもは色々提案をしたり働きかけをしたりで、法改正につながり、質の向上につながってきましたけれども、今回の三位一体を見ていくと、これからは同時に各自治体に対する働きかけが大変大切になると思われます。調査の中で、ある首長さんは、これは自治体の仕事で、自治体が責任をもって行う、これは後退させません。こういうふうにおっしゃった例もいくつも見られました。しかし、本当にこれはそうなのか。自治体の議会であったりもしますが、やはり虐待の問題に携わるわれわれがきちんと自治体の児童福祉施策を監視していく。そういう意味では、民間団体としての監視機能が今後さらに求められることになるだろうと思います。また、全国ネットワークとしても、われわれが今回の法改正で得たツールをどう使っていくのか、ということ、これを実際に使い、ここは使い勝手が良い、ここは悪い、という形できちんと検証して、これを次の改正につなげていくことが大切だろうと思います。今回の法改正において私たちが取り組んだことは、これからさらに求められるだろう。さらに、問題というのが、家庭に対するプライバシーの問題、親権の問題、という非常に難しい課題ですが、それにむけて現行制度の運用上の検証というものをさらに続けていきたいと思っております。

【椎名】本日は長時間講師ならびにシンポジストの方、貴重なお話をありがとうございました。また、会場の皆さんも、長時間ご清聴くださりましてありがとうございました。本日の成果を、職場や地域に持ち帰って頂いて、生かしていただければと思います。

一つだけ、死亡事例のことについて、今日、小宮山議員も行政の方も来ておいでですのでお願いしたいのです。先日、小山市の事件現場に行きまして。虐待に関わっている者として、手を合わせに行きました。確かに人も通わぬようなところで、車一台通れるための橋がかかっていました。遠くから車を走らせて生きますと、万国旗をかけたような赤や黄色が下流に向かって橋がかかっていましたので、一体なんだろうと思っていきました。そうしましたら、おびただしい数の花束、それからぬいぐるみなどが、たくさん置いてあったんですね。その時私手を合わせて、亡くなった二人の男の子に、どうして君たちが死んだのかということは何とか説明しようと思ったんですが、言葉が見つからなかったんです。おとなたちがたくさん見ていて亡くなってしまった事件なんです。十月に、国による死亡十代事例の検討委員会の設置が決まりました。私ども関係者は、一生懸命厚生労働省に働きかけて、やっとかなった設置でございますが、これは実は、国だけの設置にするの

ではなく、その死亡事例が発生した自治体、市町村においての、関係した方たちによる事例検討が行われて、その情報が国にきちんと提示されて、国と自治体の共同作業があつてこそ、システムのエラーが見つかるものであろう、と思います。しかし、ある厚生労働省の方が、ぼそっとおっしゃいました。情報提供は難しいだろうな、ということでした。ぜひとも今回の死亡事例検討委員会が自治体と国の共同によって成功して、そのシステムのエラーなりが、次の支援に活かされるように願いたいと思っております。

それでは、岩城先生、シンポジストの皆さま、本日はどうもありがとうございました。もう一度拍手をお願いいたします。それでは、本日はこれで閉会いたします。